市民憲章の表現、構成及び作成方法

１　目指す市民憲章

（1）市民のよりよいまちを作ろうという気持ちを表した前向きなものであること。

第１回検討委員会で確認済み

（2）先人から受け継いだ歴史と伝統を愛しく感じられるものであること。

（3）このまちで共に生きていることを誇りに思えるものであること。

２　市民憲章の表現

（1）子どもからお年寄りまでが理解しやすい。

（2）できるだけ簡潔で、暗唱しやすい。

（3）言葉の響き、リズム感を大切にする。

（4）ふるさとのまちの風景が浮かぶようなもの、または丹波市民の姿と重なるようなもので、市民の心に響くものにする（キーワードに思いやイメージを込めたもの）。

３　市民憲章の方式と構成

全国の市民憲章は、おおむね次の３方式に分類できる。

丹波市では、「心の合併」を一層進めるため、ふるさと丹波市への愛着と一体感を表現した市民憲章としたい。

ついては、主文と、制定の趣旨を記した説明文による構成から検討を進めたい。

|  |
| --- |
| １　自由文方式[青森県弘前市（平成24年1月1日制定）]岩木山（おやま）とお城に見守られ　春は　桜　夏は　ねぷた　秋は　りんご　冬は　雪弘前　ひろさきあずましい　ふるさとあふれる笑顔で未来へつなごう |

|  |
| --- |
| ２　前文＋箇条書き方式[福井県小浜市（平成13年4月1日制定）]私たちの小浜市は、　日本ではじめて象が来たまちです。　水と魚や野菜が一番うまいまちです。　京や奈良の都へ文化を伝えたまちです。　次代の先覚者をたくさん生み出したまちです。これを誇りとしここに市民憲章を制定します。１．歴史と文化財を生かし、豊かな心をはぐくみ文化の創造につとめます。１．豊かな自然を守り、食文化のまちづくりを進め健康ともてなしの心を大切にします。１．学問を愛し、勤労を喜び、国際社会にはばたける人間をめざします。 |

|  |
| --- |
| ３　前文＋主文方式[群馬県吾妻郡草津町（昭和54年10月1日制定）]わたくしたち草津町民は、恵まれた郷土の自然と千古の昔から尽きることなく、こんこんと湧きいでる豊富な温泉に感謝し、先人の偉業を受けついで、明るく豊かな住みよい文化観光都市を造るため国際的視野と未来への展望に立ってここに町民憲章を定めます。歩み入る者にやすらぎを　去りゆく人にしあわせを |

４　今後の委員会の進め方と作成方法

|  |  |
| --- | --- |
| 平成30年 9月21日（金）　↓平成30年12月18日（火）　↓平成31年 1月19日（土）　↓平成31年 2月中旬　↓平成31年3月以降 | 第１回検討委員会・委員会構成の決定と、委員会の進め方の協議第２回検討委員会・タウンミーティングと、市民憲章の構成の協議市民憲章タウンミーティング・未来の丹波市に贈りたいことば×５つ第３回検討委員会・たたき台（草案）の提案と、意見交換第４回検討委員会・市民憲章案の決定 |